**平成２３年（フ）第５１６号**
滋賀県守山市守山３丁目13番51―103号
債務者　中竹　桂子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５１８号**
滋賀県草津市野路町1246番地11
債務者　佐藤美千子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５２２号**
大津市一里山１丁目25番６号　久保マンション109号
債務者　竹内　憲治
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５２３号**
大津市中央１丁目４番５号
債務者　東森　一弘
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５３３号**
大津市若葉台４―10―201、住民票上の住所大津市大江６丁目43番36号
債務者　長谷川優子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３９６号**
奈良県香芝市穴虫191番地　ローレルⅡB202号、前住所奈良県香芝市五位堂５丁目116番地の１　メゾン・ド・ブリズA―１
債務者　重坂　安寛
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第４０７号**
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘２丁目32番地14、前住所大阪市東淀川区菅原２丁目13番22号　野本ビル702
債務者　大川　善央
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第３６号**
和歌山県新宮市三輪崎１丁目15番16号
債務者　大城　　昇
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２３年（フ）第１５０号**
鳥取県米子市米原２丁目９番11号　202号
債務者　楊　　宣泰
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第１５１号**
鳥取県米子市米原２丁目９番11号―202号
債務者　渡邊　美保
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第１１９６号**
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5021番地の10
債務者　北沢由美子（旧姓和木）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１２９５号**
広島市安佐南区上安５丁目３―16―12―103、住民票上の住所広島市安佐北区落合４丁目15番４―402号
債務者　田邊　高志
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４９９号**
愛媛県松山市居相６丁目９番27号
債務者　横山　純一
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５０４号**
愛媛県松山市鷹子町32番地１　ピースフル鷹子101号
債務者　船岡孔一郎
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６３０号**
高知市東久万169番地２
債務者　坂本　尚穂
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第６６９号**
高知市五台山2802番地17
債務者　梶原　正和
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第２１９号**
福岡県久留米市梅満町412番地８　フジマンション207号
債務者　荒巻　智子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部